

平成 31 年 2 月第 343 回定例会（第 5 日 2 月 22 日）

[発言方式：一括]

- 1 人口の社会増対策について
- 2 中小企業への支援体制強化について
- 3 明石城築城 400 周年記念事業について
- 4 公共交通バリアフリー化支援のあり方について
- 5 オールドニュータウンの再生について
- 6 県立がんセンターの整備について
- 7 通学路の安全対策強化について

https://youtu.be/Xv716K_T20A

【質問者】伊藤勝正

明石市選出、公明党・県民会議の伊藤勝正でございます。

今任期最後の質問の機会をいただきました。この 4 年間で、この本会議、予算特別委員会、また決算特別委員会等で問題提起をしてきました内容、また、県民の皆様からいただきました課題等につきまして、以下 7 問につきまして、質問をさせていただきます。一步でも前進の答弁をいただきますよう期待をいたしまして、早速質問に入らせていただきます。

①最初の質問は、人口の社会増対策についてであります。

昨年の県外への転出超過は 6,088 人であり、一昨年 of 全国ワースト 2 位からは持ち直したものの、依然として低い水準であります。若者が進学や就職を機に、東京・大阪圏へ流出している状況は依然として変わっておりません。

これは、一昨年の予算特別委員会でもご指摘をさせていただきましたとおり、将来を模索する若者が大阪や東京の大学へ進学し、大都市圏で学業のみならず、さまざまな見聞を広め、大企業に就職したいとの思いから行動している結果でもあり、止めることは、ある意味できないと私は思います。

むしろ、進学する大学も、卒業後の就職先も、県内定着にこだわるのではなく、一定期間、首都圏や大阪で社会人生活を送ったとしても、結婚し、子育て世帯となったときなどの人生の節目に、より住みやすい場所、より住みたいところとして、兵庫県を選択してもらおう施策こそが重要であると考えます。

今年 1 月から兵庫県の人口が減少する中で、県外県民登録者を増やすことにより、実人口に加えて県外県民数を増加させる、ひょうご e-県民、県外県民登録制度の登録が始まりました。この制度により、実人口と県外県民を合わせた県民の増加につなげ、実際に兵庫県に転入してもらおう効果も期待ができます。

また、平成 31 年度当初予算では、定着・環流対策の推進として、新規事業として県版地域

おこし協力隊の設置や、ひょうごで働こう！プロジェクトの拡充など、さまざまな施策展開を行っていくこととされております。さらに、各県民局もにぎわいづくりや魅力づくりについての予算を計上されております。

これらの施策を真に実効性あるものとするためには、県として市町をはじめとする関係機関と連携し、県民の協力を得た上で、各般の事業を円滑に進めていくことが重要であると考えます。特に人口の社会増対策については、しっかりと取り組んでいただきたいと考えます。県として、現状の課題をどう捉え、今後どのように人口の社会増対策に取り組んでいかれるつもりであるのか、当局のご所見をお伺いをいたします。

②質問は、中小企業への支援体制強化についてであります。

昨年、公明党では、約3,000人の公明党議員が地域の最前線で、子育て、介護、中小企業、防災・減災の4分野をテーマにアンケートを行う100万人訪問・調査運動を実施いたしました。特に、中小企業の経営者の方々からは、私が12月定例会代表質問でも指摘したとおり、後継者不足・事業承継の問題が多く取り上げられましたが、一方で、公明党が推進してきた中小企業支援策には高いニーズがあることも分かりました。反面、中小企業支援策について、そもそも制度を知らないといった声も多く、周知徹底不足などの課題も浮き彫りとなりました。

アンケートの詳細を少し紹介させていただきます。中小企業支援策について、「制度を利用したことがある」との回答が59.3%に達し、内容の評価については「満足」と「普通」と回答された方が合わせて86.1%となっております。

このように自公政権の経済政策が、事業者のニーズを相応に酌み取れていることが確認できた意義は大きいと感じております。しかし、一方で、「支援策を利用したことがない」と回答された方の多くが、その理由として「そもそも制度を知らない」が、これが56%いらっしゃいました。これを上げたとのことであり、これは今後、我々が真摯に対応すべき課題だと分かりました。実際、私も中小企業の方から、中小企業に対する支援策を知らないとの意見は、たくさんお伺いすることがありました。

この課題につきまして、実質的な中小企業支援の最前線である商工会議所の方にお話を伺うと、「経営者の方に日々対応する経営相談員の相談領域が広がってきており、以前のような対応で完結しない、マンパワーが不足している」との指摘があり、そのことが制度の周知不足につながっている一因ではないかと考えます。

本県でも、相談・助言等による中小企業への支援策として、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが中心となって、専門相談員による相談・助言や専門家派遣などにより、中小企業の課題解決への支援を行っております。商工会議所等とも連携し、さまざまな相談窓口の充実やワンストップ化、支援情報の発信等による支援体制を強化してきているところと思いますが、それらに加え、中小企業支援の要である商工会議所、商工会等への一層の支援強化は急務と考えます。

以上のような現状を踏まえ、中小企業への支援体制強化について、県として今後どのように取り組んでいくつもりであるのか、当局のご所見を、お伺いをいたします。

③ 3点目の質問は、明石城築城 400 周年記念事業についてであります。

平成 29 年度兵庫県観光客動態調査結果によりますと、昨年度の県立明石公園の入り込み客数は約 246 万人であり、阪神甲子園球場に次いで第 2 位の高い集客力を誇っているとのことです。

また、平成 29 年に明石市が募集した、みんなで選ぼう！明石のたからもの投票の結果でも、明石城、明石公園も含むんですが、これは、B-1 グランプリで有名になった第 1 位の明石の玉子焼き、子午線が通る第 2 位の天文科学館に次いで見事第 3 位に選ばれるなど、自然、歴史・文化、健康、スポーツ・レクリエーションを満喫できる場所として、また、年中多彩なイベントが開催される拠点として認知され、地元の明石市民をはじめ多くの県民、他府県の方にも親しまれております、兵庫県が誇る県立都市公園であります。

その明石公園内には、本年に築城 400 周年を迎える明石城があり、国の重要文化財に指定されている巽櫓や坤櫓を中心に幾つもの池や堀が残り、歴史の面影を伝える貴重な場所として親しまれております。また、明石公園は、日本さくら名所 100 選にも選ばれ、毎年春には約 1,000 本のソメイヨシノを楽しむため、多くの方が来園されます。

このように県内屈指の集客を誇る明石公園にある明石城は、今年築城 400 周年を迎え、県、地元の明石市、観光協会など多くの団体が参画して、明石城築城 400 周年記念事業実行委員会を立ち上げ、テーマを「400 年の時を刻む明石城の魅力再発見～お城とともに歩む明石のこれまでとこれから～」とし、3月23日から11月30日まで、さまざまなイベントを実施します。

期間中には、明石市制施行 100 周年記念事業として、B-1 グランプリ全国大会の開催、34 基の布団太鼓の集結なども予定をされております。また、明石商業高校の甲子園出場などうれしい出来事もあり、今、明石は大変盛り上がっております。この明石の盛り上がりの機運を生かし、兵庫の活性化に結び付けていくには、公園の管理者である県と、管理・運営を指定管理者として受託している公益財団法人兵庫県園芸・公園協会の協力は不可欠であります。

県立明石公園としての一層の、ハード・ソフト両面にわたっての支援をはじめ、明石城の歴史的価値や魅力の再発見につながるような取組を積極的に行っていただきたいと考えますが、県として明石城築城 400 周年記念事業をどのように位置付け、どのように展開しようとするのか、当局のご所見をお伺いをいたします。

④ 4点目の質問は、公共交通バリアフリー化支援のあり方についてであります。

バリアフリーとは、多様な人が社会に参加する上での障壁、つまり、バリアをなくすことです。障害の有無にかかわらず、また、高齢になっても誰もが社会参加できるように、取組

を進めていく必要があります。

昨年4月改正施行された県の福祉のまちづくり条例の前文には、「すべての人々が一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務である」とありますが、障害のある方が社会参加する上で、欠かせないのが公共交通のバリアフリーであります。

国では、高齢化の進展、障害者数の増加、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、障害者権利条約の締結及び障害者基本法等国内関係法の整備など、バリアフリー化・ユニバーサル社会の実現を取り巻く環境の大規模な変化に対応するため、いわゆる交通バリアフリー基準が平成30年3月に、公共交通機関の旅客施設・車両等に関する移動等円滑化整備ガイドラインが平成30年7月に、それぞれ改正されました。

主な改正項目としては、駅等における移動等円滑化経路、バリアフリールート shortest route の最短化・複数化、乗降場間の乗り継ぎルートのバリアフリー化、旅客施設に設けるエレベーターのかごの大きさ、プラットホームからの転落防止についてなどであります。

県でも、昨年4月、ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例が施行されましたが、福祉のまちづくりを通じて、安全で安心な自立した生活を確保することができる社会が実現されるように取り組むべき施策として、「安心して、公共施設等を利用し、又は公共交通機関により円滑に移動するためのスロープ、エレベーター等の設備の設置その他の施設の整備の促進に関すること」とあります。

これまでも本会議や予算決算委員会等でも取り上げましたが、公共交通におけるバリアフリー化の推進については、より一層の取組が必要であります。鉄道駅舎について、1日当たりの平均乗降客数が5千人以上の駅のバリアフリー化は一定進みましたが、今後、1日当たりの平均乗降客数が3,000人以上5,000人未満の駅のバリアフリー化と併せ、努力義務とされている既存駅舎への改正内容の適用を推進することは喫緊の課題であります。

例えば、1日当たりの平均乗降客数が3,000人以上の駅で既にバリアフリー対応済みとされている駅や、1日当たりの平均乗降客数が3,000人未満の駅であっても、駅周辺に病院や福祉施設が立地していたり、高齢化が進んでいたり、宅地開発も進んでいて、子育て中の親がベビーカーを使うのに困っているようなところでは、エレベーターの設置が待たれていることもあります。県としても、地域実態を踏まえた新たな公共交通バリアフリーのルールづくりが必要と考えます。この点につきましては、昨日、自民党の伊藤議員からも指摘があったとおりであり、私も賛同いたします。

県として、今後の公共交通バリアフリー化支援をどのように考え、どのように取り組んでいくつもりであるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

⑤5点目の質問は、オールドニュータウンの再生についてであります。

ニュータウンの多くは住民が高齢化し、商業施設の空洞化が進んでおります。県では明舞団地をモデルとして、その再生に取り組んでおり、昨秋にはセンター施設のリニューアルが完

了するなど、一定の成果を上げてきました。また、その成果を踏まえ、平成 28 年には、兵庫県ニュータウン再生ガイドラインを作成し、この普及啓発を進めるとともに、団地の活性化につながる計画づくりや住宅改修等を支援する郊外型住宅団地再生先導的支援事業を創設するなど、県内の他のニュータウンの再生につなぐ取組も進めているところであります。その結果、幾つかのニュータウンで再生協議会が立ち上がり、再生に向けた動きが始まりつつあると聞いておりますが、一方で、依然として商業施設の空洞化は止まっておりません。モデルとなる明舞団地でも、センター施設以外の商業施設では、まだまだ空き店舗が多い状態が続いており、そうした空き施設を身近な商店やコミュニティスペースとして活用すべきと望む声が少なくありません。

階段の上り下りがやっとの高齢者や障害者にとっては、遠くのセンター地区より近くの施設を利用したいと考えるのは当然であります。ニュータウンの再生に向け、これまでより一層、地域ニーズを踏まえた再生機運の醸成が必要ではないでしょうか。

また、全国に目を向けますと、ニュータウンに限らず、市街地において核となる一つの空き店舗の再生をきっかけに、次々と新規起業者や移住者が増え、再生が進むという例が多いと聞きます。高齢化の進行を考えると、再生に多くの時間を掛けることはできません。今後は、計画に基づく取組に加え、具体的な再生事例を作っていくような、全国の先進事例を取り入れた、更なる取組も必要ではないでしょうか。

県のこれまでの取組の成果と課題を踏まえ、今後、オールドニュータウン再生にどのように取り組んでいくつもりであるのか、当局のご所見をお伺いをいたします。

⑥点目の質問は、県立がんセンターの整備についてであります。

今定例会では、かねてから我が会派が制定の必要性を訴えてきた、がん対策推進条例が提案をされております。この条例の制定を契機として、県をはじめ市町、医療関係者、県民等が一体となり、がん対策がより一層推進されるよう期待するところであります。

また、昨年、兵庫県がん対策推進計画が改定されました。がん種、世代、就労等の患者それぞれの状況に応じた、がん医療や支援の必要性等が明らかになったことを踏まえ、がん予防の推進、早期発見の推進、医療体制の充実、がん患者を支える社会の構築の 4 項目を柱とした 2018 年度から 2023 年度までの 6 年間の計画となっております。

高齢化の進展により、今後も、がん患者は増えていくと見込まれます。また、小児がんや A Y A 世代、女性特有のがんなどへの対策の必要性が高まっていること、各種がんの早期発見等によって生存率が上昇した結果、がん患者の就労が社会的課題となっていることなど、がんを巡る課題は複雑化・多様化してきており、がん対策について今後も一層の取組が求められてきております。

本県のがん医療の中核を担う県立がんセンターでは、がんの発症に関連した数百種類の遺伝子を網羅的に調べ、患者さんの治療や診断に役立てる医療を提供する、がんゲノム医療外来を昨年 10 月に開設しました。免疫療法やがんゲノム医療をはじめとするがん治療の高

度化など、がん医療水準は日々劇的に進化しており、最新の臨床研究・治験を積極的に進める環境整備は急務であります。

2017年10月から、大学関係者、外部有識者等からなる検討委員会で、県立がんセンターの今後のあり方が検討され、いよいよ来月11日の委員会で報告書が完成する予定と聞いております。委員会の中では、現地建替が望ましいとの意見でしたが、実際の整備場所がどこになるのか、非常に気になる場所です。また、今の建物は雨漏りや漏水、空調機器等の各種設備にふぐあいが発生するなど、老朽化が顕著となっております。

さらに、建設当時の基準で整備されているため、最近建てられた病院と比べると病室面積も小さく、現在の患者ニーズに対応できているとは言いがたい状況であります。病室以外のスペースにも余裕がなく、昨年開設した、がんゲノム医療外来の診療スペースは病室を改装の上、活用しているとお聞きいたしました。

このような、待ったなしの老朽化、狭隘化の状況を前にすると、検討報告書の受領後は、がん医療のリーディングホスピタルとして、できる限り早期に建替整備を行うべきと考えますが、今後どのように進めていこうと考えておられるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

⑦最後の質問は、通学路の安全対策強化についてであります。

平成24年4月に京都府亀岡市で発生した登下校中の児童等の列に自動車が入り込んだ事故をはじめ、登下校中の児童等が死傷する事故が多発したことを受けて、道路管理者、学校、警察等が合同により、通学路の危険箇所等に対する合同点検を実施するなど、通学路の安全対策に対して、関係機関が連携の上、取り組んでいただいていることは理解しております。また、自動車自体の安全に対する性能も格段に進歩しており、自動ブレーキなどの運転支援機能の普及は、追突等の交通事故の減少に功を奏していると言われており、交通事故の起きにくい社会づくりに向けて、さまざまな技術進歩が見られているところであります。

しかし、通学路における児童・生徒が犠牲になる交通事故の報道は現在でも後を絶たず、未来ある子供たちの命が奪われる悲惨な交通事故を何としても発生させない気概で、通学路の安全対策に取り組まなければならないと感じております。

通学路対策としては、まずは、走行する車両の速度を下げるのが重要だと考えますが、本県でも、その対策として、区域を定めて最高速度30キロの規制を実施するゾーン30を整備され、さらに、速度抑制の効果を上げるため、ハンブや狭窄などの導入について、道路管理者と連携強化されているほか、学校関係者等と連携した通学路の見守り活動を展開されるなど、さまざまな対応をされていると認識しております。

そのような中、県警では、昨年に可搬式オービスを導入し、現在、県下各地で順次、主に生活道路で取り締まりを実施されていると聞いております。

これまでの速度測定機器を用いた速度取り締まりでは、速度を計測し、違反となった車両があれば、停止誘導する警察官や、切符を告知する警察官など、複数の警察官と一定のスペ

ースが必要でありましたが、この可搬式オービスなら、速度測定時にはナンバープレートや運転者の容姿を撮影し、撮影された写真をもとに、後日、違反者に出頭を求めて違反を処理するため、可搬式オービスを設置する場所と最小限度の人員さえいれば、取り締まりを行えるとのことでした。

また、その特性から、狭い道路が多い通学路での速度取り締まりにも活用でき、速度抑制効果は大変有効なものであると期待されているところであります。

難点としては、可搬式オービスの機器自体の価格が高額なところですが、取り締まりでの実効性や有効性、さらには、複雑・多様化する現場の負担軽減等を考えると、今後、更に導入する価値はあると考えます。

そこで、今後、通学路の安全対策強化について、県警察として、この可搬式オービスを有効に活用しながら、どのように取り組んでいかれるのか、当局のご所見をお伺いいたします。

【答弁者】知事（井戸敏三）

公明党・県民会議議員団の伊藤勝正議員のご質問にお答えいたします。

まず、人口の社会増対策についてです。

転出超過数は、3年連続して改善したものの、平成30年の実績では、いまだ6,088人となっています。東京・大阪を中心に20代の若者、特に近年は、若年女性の転出超過が拡大しています。

若い世代の流出には二つの要因があると考えています。一つが大学進学期で、有名大学が集中する東京圏への進学が依然として多いと言われてしています。もう一つが就職で、本社が集中し、大卒者の就職機会の多い東京圏に就職してしまう。これが最大の要因と考えられます。更に言えば、以前と異なり、女性の自立が高まり、親元に帰らない傾向があると指摘されています。

このため、県内企業情報の周知対策や、特に女性の職場開拓、併せて第二新卒者対策などを行ってきました。来年度は、大学生インターンシップの拡充や県内企業の情報発信支援の強化など、県内企業への就職促進の取組を拡大していきます。女性対策として、ものづくり産業や事業所で女性向けの業務の開拓をしてまいります。

第3に、第二新卒者などを呼び込むため、民間求人サイトを活用した県内企業とのマッチングや企業支援、国の制度を利用した100万円の移住支援金の支給など、UJIターン支援も強化します。

そして、4つ目に、本社だけではなく事務所の誘致までを対象に、企業立地施策を充実していきます。

移住・定住先として兵庫を選択してもらうには、子育て環境の整備や地域の魅力を高める取組も必要です。このためには、第1子の保険料軽減まで行うとか、幼児教育の質の充実に取り組めます。また、まちなか、オールドニュータウンの再生など、魅力ある都市環境の実

現も図らなければなりません。加えて、ひょうご e-県民登録制度で、交流人口、関係人口も拡大してまいります。

来年度は、地域創生戦略の改定の年でもあります。このような取組を展開しつつ、定住人口に加えて、地域の活性化につながる交流・関係人口も視野に入れながら、元気な兵庫を創ってまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、明石城の築城 400 周年記念事業について、私からお答えします。

県では、明石城築城 400 周辺を明石公園の魅力向上と地域振興の絶好の機会として捉えています。春から秋にかけて記念事業を実施します。

まず、3月23日のオープニングまでに、樹木で隠されていた土塀や東西 380 メートルにわたる石垣が見えるように、樹木の除伐や剪定を行います。併せて、経年の風雨で黒ずみが目立つ土塀の塗り替えを完了させ、史跡としての魅力を高めます。

記念事業では、訪れた人が明石城の歴史価値を再認識できるよう、巽櫓、坤櫓の特別公開や、園内で謎解きをしながら歴史が学べるスマホアプリの配信、古式豊かな流鏝馬なども予定されています。

また、桜や櫓、石垣を鮮やかに彩るライトアップ、能舞台を活用したコンサートライブ、武蔵の庭園での観月会、地元明石市と連携した布団太鼓の集結や B-1 グランプリ全国大会など、多様で魅力的なイベントも実施する予定です。

期間中は、例年の来園者の 1.5 倍強となる 300 万人の人出を見込んでいます。指定管理者である園芸・公園協会等と連携して、安全対策などに万全を期しながら、にぎわいをもたらす公園の魅力を発揮してまいります。

さらに、公園の正面入り口に、国指定史跡を示す石碑を設置します。このほか日本さくら名所 100 選である明石公園の魅力を一層高めるため、現存の桜、約 1,000 本に加えまして、400 周年にちなんで 400 本を記念植樹し、全長約 2 キロメートルの桜の回廊や新名所を整備してまいります。この整備には、ふるさと納税や地元企業からの寄附金を活用させていただきます。

引き続き、地元市や関係団体等と連携しながら、400 周年記念事業を盛り上げ、地域の活性化につないでいきますので、どうぞよろしく願いいたします。

【答弁者】 病院事業管理者（長嶋達也）

県立がんセンターの整備についてお答えいたします。

昭和 59 年竣工のがんセンターは、設備をはじめ老朽化が進行し、また、病室などの狭隘化も顕著となってきたため、早急な建替整備が必要であると認識をしております。

そのような中、あり方検討委員会での議論において、新しいがんセンターは、最先端のがん医療を提供し、かつ患者の求める快適な療養環境を備えた、県内がん医療のリーディングホスピタルを目指していくべきと言われております。

整備場所につきましては、現時点で移転に適した用地がない中、委員会では、円滑な地域医療連携体制が既に構築されている等の理由から、現地が望ましいとの議論がなされているところがございます。県といたしましては、今年度に取りまとめられる予定の委員会からの最終報告書を尊重の上、基本計画の中で整備場所を決定することといたします。

また、新病院整備に係る工期につきましては、現在整備中のはりま姫路総合医療センター（仮称）では、基本計画策定後、設計も含めると、概ね5年の期間が必要となっているところですが、発注手法等も含めた期間短縮方を早急に検討いたします。

一人でも多くの、がんに苦しむ県民に快適な空間で、最適な治療を提供できるよう、新病院の早期開院に向けた取組を推進してまいります。

【答弁者】 産業労働部長（片山安孝）

私から中小企業の支援体制強化について答弁いたします。

県内事業所の99%は中小企業でありまして、中小企業の経営安定なくして、地域経済の発展はなし得ません。このため県では、中小企業振興条例に基づき、さまざまな支援を実施しているところがございます。

中小企業に対する支援は、相談から始まり、経営力強化や販路拡大など、企業に寄り添った対応が求められております。これには専門的な知識や人的ネットワークを有するひょうご産業活性化センターの相談員や、商工会・商工会議所の経営指導員を通じて行うことが効果的であると考えております。

小規模事業者が減少しているところではございますが、新年度からこうした伴走型支援を商工会・商工会議所が行うことができるような体制整備を支援してまいります。商工会・商工会議所の体制をしっかりと維持し、地域で活動する事業者の支援に取り組んでいく所存でございます。

なお、県のさまざまな中小企業の支援策が知られていないことのご指摘を受けて、現在、反省しているところがございます。今後は、ホームページやパンフレットだけではなくて、先ほど申しました商工会・商工会議所、さらには金融機関を通じまして、生きた情報の伝達に心掛けていく所存でございます。

地域の事業者の減少は雇用機会の喪失となり、地域活力の低下につながってまいります。商工会・商工会議所の体制を強化し、中小企業の支援に取り組んでまいりますので、どうぞご指導よろしく願いいたします。

【答弁者】 まちづくり部長（奥原崇）

私からは、まず公共交通バリアフリー化支援のあり方についてお答えさせていただきます。

公共交通バリアフリー化につきましては、1日平均状況客数3,000人以上の鉄道駅の2020年度末までのバリアフリー化に概ねのめどが立ったところでございます。

3,000人以上でも2経路目の整備の要望が多数寄せられている駅や、3,000人未満駅につきましては、駅舎やその周辺の状況、利用実態等に関して、鉄道事業者、市町へのヒアリングや現地調査を行い、支援のあり方の検討を進めてまいりました。

一方、バリアフリー水準の底上げを図るため、昨年3月に国の基準が改正され、バリアフリールート shortest、複数化などが義務付けられたところでございます。

こうした状況のもと、本県では、バリアフリー化の目標年次であります2020年度末を待たずに、事業者が次の整備を進められるよう、支援対象となる駅の基準を定めまして、来年度から制度を拡充することとしたところでございます。

具体的には、3,000人以上駅でバリアフリー化済みでも、例えば、山陽電鉄林崎松江海岸駅のように、一般の乗降客と比べて駅のプラットホームの長さを超える、著しく長い距離の迂回を余儀なくされる駅、それから3,000人未満駅で、3,000人以上駅と同程度の高齢者等の利用が想定される駅を新たに支援の対象といたします。

今後とも、誰もが安心して暮らし、活動できるユニバーサル社会の実現に向けて、地域実態を踏まえた公共交通のバリアフリー化を進めてまいります。

次に、オールドニュータウンの再生についてでございます。

ニュータウンの再生には、住民や市町など地域の主体的な取組が重要でございます。

このため県では、ガイドラインの普及啓発、出前講座やコーディネーター派遣により地域の機運を高めるとともに、個別に市町に出向き、支援事業の実施を呼び掛けてまいりました。その結果、これまで九つのニュータウンで再生協議会が設置され、二つの市で支援事業が実施され、来年度も新たに一つの市で実施する見込みでございます。

引き続き、これらの取組を進めるほか、こうした意欲ある地域とともに、空き家の活用や、団地内のモビリティの向上など、効果的な再生方策の検討を加えてまいります。さらに、再生を加速するため、来年度は新たな取組を進めたいと考えております。

一つ目は、まちなかの連鎖的イノベーション推進事業の実施でございます。実際の空き店舗等を対象に、起業希望者が短期間、集中的にワークショップを行い、実績のある講師陣の指導により事業プランを策定し、事業化をいたします。これにとどまらず、参加者がこうした指導ノウハウを身に付け、同様のプロセスを通じまして、事業化につなげてまいります。

さらには、こうした成功事例を目の当たりにいたしました空き店舗オーナーが刺激を受け、イノベーションに取り組む。このように、連鎖的にまちの再生を実現する取組でございます。

もう一つは、明舞団地サブセンターの再生でございます。地域の中核であるセンター地区の再生を団地全体に波及させるモデルとして、施設所有者であります住宅供給公社と協力し、地域の身近なサービス機能を担うサブセンターへの出店を支援いたします。

ニュータウンは、一般の市街地と比べまして高齢化等が進んでいることもあり、今後もさ

さまざまな取組や工夫を積極的に取り入れ、市町と連携して、その再生を進めてまいります。

【答弁者】警察本部長（西川直哉）

通学路における安全対策でございますが、平成24年6月からは、毎月5日を県下一斉通学路保護誘導活動・交通指導取締り強化日に指定をいたしてございまして、学校関係者あるいは地域の方々と連携した、通学児童の保護誘導活動や広報啓発活動などを行うとともに、通行禁止違反等の交通指導取締りを強化しているところでございます。

さらに、先ほどご紹介いただきましたが、昨年11月に可搬式速度違反自動取締装置が導入されました。これまで速度取締要望があったものの、取り締まる場所の確保が困難で、実際に取り締りができなかつた通学路等においても運用可能となりましたので、県下各所で取り締まりを実施しているところでございます。

この装置は、小型軽量で、時間・場所を問わず、取り締まりができるということから、大きな抑止効果が得られるものと考えております。効果的な運用に努めているところでございます。

県警といたしましては、児童生徒が巻き込まれる悲惨な交通事故を防ぐため、引き続き、この新たな取締装置の有効活用をはじめとした、交通指導、取り締まりを強化するとともに、関係機関等と連携した物理的デバイス等を伴う実効性の高いゾーン30の検討や、通学児童に対する保護誘導活動、さらには、効果的な広報啓発活動を推進するなど、通学路の更なる安全確保に努めていく所存でございます。

以上でございます。

【質問者】伊藤勝正

1点、再質問させていただきます。

今の可搬式オービスの件です。

昨年からの導入をということで、2基導入されたとお聞きしております。1基は国の予算で決まっていたもの、それに加えて、県費予算でもう一基ということで、2基とお伺いしておりますけれども、これ広い兵庫県ですので、2基ではなかなかやっぱり対応できないのではないかなと思いますし、通学路ですから、明石市内だけでも28校あります。ということで可搬式オービス、これもやっぱり増やしていく、これ効果がありますし、やっぱりそういった検討も必要ではないかと思うんですけれども、この点、もう一度お伺いしたいと思います。

【答弁者】警察本部長（西川直哉）

お答えを申し上げます。

可搬式オービス、大変効果の高いものというように考えておりました、それほど多くの方が実際につかまっているというわけではないようでございますが、抑止効果には大変大きいものがあるということで、私どもも積極的な運用を行っているところでございます。

ただ、まだ導入を開始したばかりということもあるんですが、非常に高いものでございましてですね、1基1,080万円というような高額でございますので、できるだけ多く導入していただければ、それなりの効果が期待できると思いますが、これからまた相談させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【質問者】伊藤勝正

心強い答弁ありがとうございました。知事、よろしく願いいたします。

最後、コメントだけ申し上げます。

バリアフリー化、ありがとうございます。2020年の目標年次前倒しで、県としての指針を作っていただいたと、本当に感謝申し上げます。

林崎松江海岸も、明石の福祉拠点があります。明石市の総合福祉センターが立地しております、もう住民の方からも、市民の方からも、やっぱりバリアフリールート最短化、すごい声が上がっておいりましたので、非常に喜んでいただけたと思いますけれども、まだまだこの駅舎に限らず、例えばバスとか、淡路島でしたら鉄道がございませんので、やっぱりバスの依存度が高い地域でのバリアフリー化等も、いろいろ検討していかなければならないと思っております。

私も含め、更にバリアフリー化が地域実態に合ったものとなっていくことをしっかり取り組んでいきたいなということを表明させていただきまして、私の質問、終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。